## 新潟都市計画地区計画の決定(新潟市決定)

都市計画濁川地区地区計画を次のように決定する。

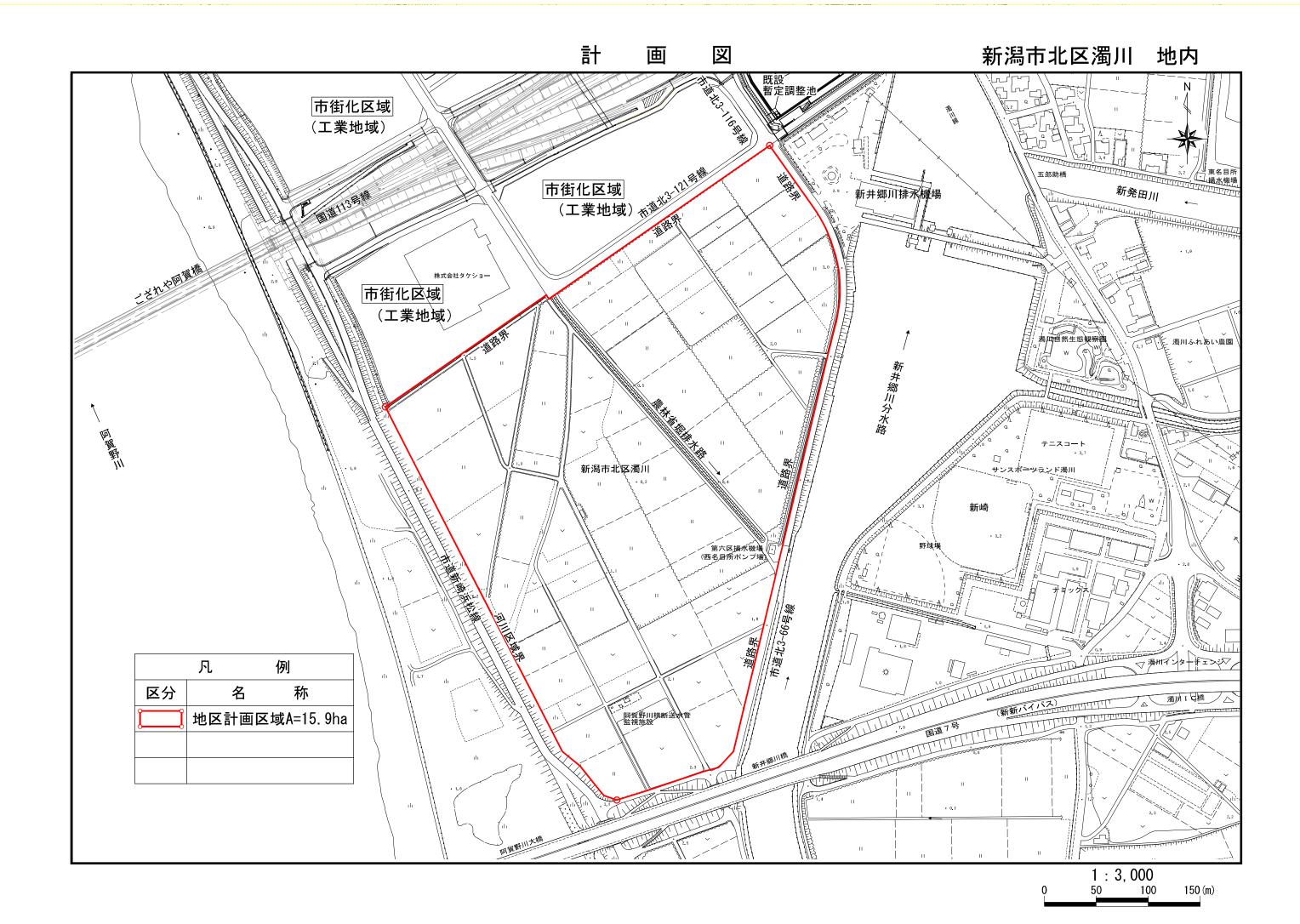
	名	称	 
	位	置	新潟市北区濁川字大島の一部
	面	積	約15.9ヘクタール
区域の整備・	地区計画	画の目標	本地区は新潟市の北部に位置し、都市計画道路山の下東港線の西名目所インターチェンジに近接し、地区の南側は国道7号新新バイパス濁川インターチェンジに接しているなど、交通の利便性が高い地区である。また、地区の北側は北区西名目所土地区画整理事業による工業団地に隣接していることから、一団の工業団地を形成することができ、雇用の場の創出に資する製造業及び物流系企業の施設用地として整備することで雇用の促進・拡大が図られる地区である。このため、本地区において地区計画を設定し、建築物の適切な規制・誘導を行うことにより、工業系の業務地を主体とした良好な市街地を形成し、かつ保全することを目標とする。
開発及	土地利戶	用の方針	工業系施設の立地を主体に効率的な土地利用を図ることを基本とし、周辺環境と調和した土地利用の促進を図る。
び保全の方針	建築物等の方針	等の整備	工業系施設の集積を図り、隣接地と一体となった工業団地の形成及び保全のため、建築物の用途について適切な規制誘導を行う。

	1				
地区整備計画		建築行為の制限	別紙「開発予定区域図」に掲げる区域内においては、土地区画整理法(昭和 29		
			年法律第 109 号)第 9 条第 3 項又は第 21 条第 4 項の公告の前日までは、建築物を		
			建築してはならない。		
			次に掲げる建築物は建築してはならない。		
	建		(1) 建築基準法別表第二(を)項に掲げるもの		
	築		(2) 建築基準法別表第二(い)項第1号から第3号、第5号から第8号まで		
	物		に掲げるもの		
	等	建築物等の	(3) 建築基準法別表第二(は)項第4号に掲げるもの		
	に	用途の制限	(4) 建築基準法別表第二(に)項第3号、第5号及び第6号に掲げるもの		
			(5) 建築基準法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの		
	関		(6) 建築基準法別表第二(わ)項第5号(ただし床面積が3,000平方メ		
	す		ートル以下でかつ当該区域内の工場において製造、加工する製品を主と		
	る		して販売するものを除く。)及び第6号に掲げるもの		
	事	建築物の容			
	項	積率の最高	10分の20		
		限度			
		建築物の建			
		ペい率の最	10分の6		
		高限度			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

## 理由

工業系の業務地を主体とした良好な市街地を形成し、かつ保全するため。



## 開発予定区域図

## 新潟市北区濁川 地内

